

平成14年6月11日
総務省

「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の公表

総務省は、4月12日(金)に案を公表した「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」について、各方面から寄せられたご意見を踏まえて確定しました。

概要

標記については、移動通信分野において更なる競争促進を図り、一層多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図るため、既存の移動通信事業者の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供するMVNO(Mobile Virtual Network Operator)の参入を促す観点から、MVNOが事業展開を図る上で関連する電気通信事業法及び電波法の適用関係について明確化を図ることを目的として、4月12日(金)に案を策定・公表したものです。

その後、5月10日(金)まで案に対する意見を関係各方面から広く募集し、提出されたご意見を踏まえた上で、別添のとおり「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(PDF)を確定いたしました。

(意見提出者は別紙1、提出されたご意見に対する総務省の考え方は別紙2(PDF)のとおり。なお、提出されたご意見については、本日から総務省総合通信基盤局事業政策課において閲覧に供する他、準備が整い次第、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)に掲載します。)

総務省においては、本日から本ガイドラインを運用することとします。また、総務省は、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえ、必要に応じて、その内容を見直していくこととしています。

(参考)「規制改革3か年計画(改定)」(平成14年3月29日閣議決定)

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	14年度	15年度
11)「MVNOガイドライン(仮称)」の策定(総務省)	移動体通信市場において、周波数の割当を受けずにサービス提供を行うMVNO(Mobile Virtual Network Operator)の参入を促進し、更なる競争の進展を通じた料金の低廉化、サービスの多様化を図るため、MVNOに係る制度運営の透明性・予見可能性を高める「MVNOガイドライン(仮称)」を策定・公表する。		措置	

< 参考資料 >

MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(全体像)(PDF)
本ガイドラインにおいて想定しているMVNOの例(イメージ図)(PDF)

連絡先:

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課
(担当:川野課長補佐、飯嶋係長)

電話:(代表)03-5253-5111(内線)5947
(直通)03-5253-5947

FAX: 03-5253-5948

別紙1

意見提出者一覧

(五十音順)

意見提出者(計6者)		
企業(計5者)	(代表者氏名等)	
ITX株式会社	ビジネス・デベロップメント・グループ	大橋 賢二
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	代表取締役社長	鈴木 正誠
ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社	代表取締役社長	サイモン・カニンガム
ジェイフォン株式会社	代表取締役社長	ダリル・イー・グリーン
日本通信株式会社	代表取締役社長	三田 聖二
個人(計1者)		

(敬称略)

「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に
関するガイドライン（案）」に対する意見

平成14年5月10日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-8019

住所 とうきょうとちよだくうちさいわいちょう
東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

氏名 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 すずき まさのぶ
鈴木 正誠

平成14年4月12日付けで意見募集があった「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（案）」に対して、別添のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先
経営企画部 渉外部門 03-6700-4191

「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（案） についての意見

【総論】

（１）本ガイドラインで未定義のサービス提供形態について

本ガイドラインは、MVNOとして想定されるビジネスモデル（サービス提供形態）を網羅的に列挙することは困難との理由から、限られた範囲についてのみ電気通信事業法及び電波法の適用関係について言及されており、極めて限定的な範囲の解釈となっています。

従って、第一種電気通信事業者がMNOの無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供するMVNOの参入を促せるよう、本ガイドラインに定義されていない提供形態を禁ずるものではない旨、ガイドラインに明記すべきではないでしょうか。（別紙 項番１）

（２）MVNOたる事業者が第一種電気通信事業として移動通信サービスを提供する際の具体的に確認したい事項について

本ガイドラインの「便宜的な定義」においては、MVNOの主体を「電気通信事業者」としていることから、当該移動通信サービスの提供者は、第一種電気通信事業者と第二種電気通信事業者の双方があり得ると解されると思いますが、その後の記述では、MVNOたる事業者が当該移動通信サービス以外の部分において第一種電気通信事業者として事業を展開することは可能であることに言及されるのみで、MVNOたる第一種電気通信事業者が、その本来の第一種電気通信事業のサービスとMNOの移動通信サービスを利用する移動通信サービスを組み合わせる提供することについては、明確な記述がされていないため、当面のサービス提供にあたり、第一種電気通信事業者が円滑に当該移動通信サービスを提供ができるかどうか不明です。

以上の点から、本ガイドラインにおいてMVNOたる事業者が第一種電気通信事業として当該移動通信サービスを提供する際の具体的に確認したい事項を別紙に示しておりますので、ご確認願います。（別紙 項番２～項番９）

（３）早急な一種・二種の事業区分の見直しの実現について

（１）、（２）の内容が明らかになったとしても、なお一種・二種の事業区分に由来する次のような片面的規制が存続するため、第一種電気通信事業者は、MVNOとしてのサービス提供においても不利になるものと考えております。

例） 料金・約款の届出等、画一的なサービス提供が求められている。

役務区分は、実質的に第一種電気通信事業者のみへの規制となっている。

（業務区域等の事業変更許可等が必要、会計整理が必要等）

参入許可、役務提供義務、事業開始義務、退出規制が課されている。

従って、本ガイドラインの目的をより実現性あらしめるためにも、「事業区分」について早急な見直しを要望致します。

【本ガイドラインの解釈において不明な点及び確認させて頂きたい点】

項番	頁	段落番号等	原 案	不明な点及び確認させて頂きたい点等
1	P.1	1. ガイドラインの目的等 (2) ガイドラインの対象とする MVNO の事業範囲 、	<p>MVNO については、様々な創意工夫により、よりきめ細かく利用者ニーズに対応した多様なビジネスモデルが登場するものと期待される。このため、現時点において、MVNO として想定されるビジネスモデル（サービス提供形態）を網羅的に列挙することは困難である。</p> <p>このため、本ガイドラインにおいては、便宜的な定義(working definition)として MVNO を以下のように定義する。すなわち、MVNO とは、</p> <p>a) MNO の提供する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を利用して移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、</p> <p>b) 当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設していない者と定義する。ここで、MNO とは、移動通信サービスを提供する第一種電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設し、その免許（包括免許を含む。）を受けている（免許不要局を除く。）者である。</p>	<p>第一種電気通信事業者が本ガイドラインに定義されていない提供形態にて当該移動通信サービスを提供する場合についても、そのサービスの提供を禁ずるものではないと理解してよろしいでしょうか。</p>
2	P.1	同上	同上	<p>ワイヤレスアクセスサービス全体の活性化のため、移動電気通信役務以外の無線システム、例えば FWA のような固定電気通信役務のサービスについても、第一種電気通信事業者が MVNO たる事業者として提供できると理解してよろしいでしょうか。</p>

項番	頁	段落番号等	原 案	不明な点及び確認させて頂きたい点等
3	P.1	同上	同上	本ガイドラインの「便宜的な定義」では、MNO の定義として、第一種電気通信事業者のみを想定されていますが、無線局免許を取得している大部分の者は、電気通信事業者以外であり、電波を有効に活用するためにも、電気通信業務用だけでなく、例えば公共業務用（災害対策無線等）や一般業務用（タクシー無線等）等についても本来目的を妨げない範囲で活用するには、MVNO に対して供与可能であると理解してよろしいでしょうか。
4	P.2	2. ガイドラインの目的等 (1) ガイドラインの対象とする MVNO の事業範囲	この場合において、MVNO たる事業者が、当該移動通信サービス以外の部分において、電気通信事業法（以下「事業法」という。）に基づく総務大臣の許可を受け、自ら電気通信回線設備を設置して第一種電気通信事業として事業展開を図ること、又は電波法に基づく総務大臣の免許を受け、自ら無線局を開設することは可能である。	<p>第一種電気通信事業者が、MVNO たる事業者として事業展開を図ることも可能と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、それが可能な場合、次の提供形態も想定されますが、それぞれ提供可能と理解してよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種電気通信事業者が MNO の提供する移動通信サービスを利用して移動通信サービスを提供する際、本来の第一種電気通信事業のサービスと組み合わせて全体として第一種電気通信事業者として提供する形態 ・第一種電気通信事業者が兼業二種として MVNO たる事業者を兼業する形態
	P.5	2. 電気通信事業法に係る事項 (3) 他事業者との接続等	MVNO である事業者の事業展開には特段の制約はなく、MVNO として提供する移動通信サービス以外の部分において、MNO、固定通信事業者等の複数の事業者のネットワークやこれらの事業者から提供を受けた電気通信役務を組み合わせることで電気通信役務を提供することも可能である。	
5	P.2	3. ガイドラインの目的等 (1) ガイドラインの対象とする MVNO の事業範囲	この場合において、MVNO たる事業者が、当該移動通信サービス以外の部分において、電気通信事業法（以下「事業法」という。）に基づく総務大臣の許可を受け、自ら電気通信回線設備を設置して第一種電気通信事業として事業展開を図ること、又は電波法に基づく総務大臣の免許を受け、自ら無線局を開設することは可能である。	本ガイドラインでは、「自ら電気通信回線設備を設置して第一種電気通信事業として事業展開を図ること」と「電波法に基づく総務大臣の免許を受け、自ら無線局を開設すること」が「又は」で結ばれていますが、第一種電気通信事業として事業展開を図ることに該当しない無線局の開設とは、どのようなものを想定されているのでしょうか。

項番	頁	段落番号等	原 案	不明な点及び確認させて頂きたい点等
6	P.7	3. 電波法に係る事項 (1) 事業開始の際に必要な手続	MVNO は、事業開始に当たり MNO が免許人となっている無線局（基地局及び端末）を使用し、提供する移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しない（1.(2) (b)）ことから、無線局免許を取得する必要はない。	<p>第一種電気通信事業者が MNO の提供する移動通信サービスを利用して移動通信サービスを提供する際、本来の第一種電気通信事業者のサービスと組み合わせて全体として第一種電気通信事業者として提供する場合についても、当該 MNO が免許人となっている無線局の使用に際し、改めて無線局免許を取得する必要はないと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、第一種電気通信事業者が兼業二種として MVNO たる事業者を兼業する場合も同様に、無線局免許を改めて取得する必要はないと理解してよろしいでしょうか。</p>
7	P.7	同上	同上	<p>電波法上、MVNO たる事業者が独自機能を付加した端末を提供することが可能であると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、MNO たる事業者が MVNO たる事業者としてもサービスを提供する場合、一の端末が両サービスの提供を受けることが電波法上可能であると理解してよろしいでしょうか。</p>
8	P.7	3. 電波法に係る事項 (1) 事業開始の際に必要な手続	脚注6 この場合においても、例えば、MVNO が当該端末に自社ブランドを付して利用者に提供することは可能である。	<p>MVNO が、電波法に定める技術基準に適合している限り独自の機能（例えば IC カード機能や無線区間ではない部分におけるユーザ認証機能等）を追加した端末を提供することが可能であると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、この際に MNO 等が既に提供している同様の機能を MVNO たる事業者が必ずしも使用する必要性が無いと理解してよろしいでしょうか。</p>
		3. 電波法に係る事項 (2) MVNO と MNO の関係	（略）基地局の免許人及び端末の免許人はいずれも MNO であるため、MVNO が提供する端末についても、その発射する電波は MNO によって監理されなければならない。これが不可能な無線局の利用は認められない。	
9	P.9	4. ローミングに係る留意事項（電気通信事業法及び電波法関連） (2) 国際ローミング	MVNO が特別第二種電気通信事業者の場合、外国事業者との間でローミング契約を締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。	<p>電気通信事業法施行規則第 27 条及び第 39 条によれば、電話等の役務及び電気通信役務に著しい影響を及ぼすと認められる事業以外は、総務大臣認可は要しないとなっています。</p> <p>ローミングの場合は、電話等の役務以外は総務大臣認可は要しないと思われ、例えばデータ伝送役務の場合等でも認可対象とならないと理解してよろしいでしょうか。</p>

2002年5月10日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 111-8061

住 所 東京都台東区浅草橋5丁目20番8号

氏 名 ケーブル・アンド・ワイヤレス アイディーシー 株式会社

代表取締役社長 サイモン・カニンガム

連絡先: 制度担当 バイスプレジデント リサ・スーツ

電話 03 5820 5010

FAX 03 5820 5510

email lisa.suits@cwidc.com

制度業務部 飯田 修久

電話 03 5820 5081

FAX 03 5820 5363

email nobuhisa.iida@cw.com

「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(案) についての意見書

このたびは、標記に関し、パブリックコメントの招請を行っていただき、誠にありがとうございます。

別紙の通り、弊社意見を提出いたしますのでよろしくご検討賜りますようお願い申し上げます。

以 上

． 全般的事項（移動体通信分野に対する規制改革）

このたびは、MVNO のガイドラインを整備していただき、誠にありがとうございます。本ガイドラインは、急成長する移動体通信分野において、更なる発展を可能とする新たなビジネスモデルについて、その事業の展開を円滑にする上で有効なものであると弊社では認識しております。

しかしながら、日本における移動体事業分野の規制制度は、昨年度の改正電気通信事業法施行によりドミナント概念の導入がなされてはいるものの、携帯電話が登場してから現在に至るまで、基本的には変更がなされていないと言わざるを得ません。また、急速な発展が実現した当該事業分野について、SMP（市場支配力）、グループドミナンス、技術中立性など、ドミナント規制の更なる充実の他、ナンバーポータビリティ、端末とネットワークのアンバンドル化（SIM ロック、UIM ロック）、CPS（優先接続導入）、料金設定権、着信課金問題などなど、解決されるべき多数の、しかも基本的な問題が顕在化してきていると言わざるを得ません。

従って弊社といたしましては、当該事業分野における今後の更なる発展を促進させるため、これらの問題点の全てを包含した、抜本的な移動体通信政策の見直しに着手していただきたいと考えており、このガイドラインがその議論を導くきっかけとなるものべきものであると認識しております。

． 一種事業との兼業について（ 1. (1) 及び 2. (3) 等）

本ガイドラインにおいて、MVNO は当該部分において二種事業であり、他の事業部分においては自らが一種事業であったり、他の事業者との接続などに制限はないとされています。従い、例えば既存一種事業者が MVNO 部分を新たに保有して自らが MVNO 事業を行う場合、一種事業及び二種事業の兼業形態となります。しかしながら本ガイドラインには、この兼業事業者として必要な手続きにはどのようなものがあるかが明記されていません。例えば、国際と国内事業の一種 / 二種兼業事業者には、会計分離やネットワークの分離といった要件などが現在必要であると思われるのですが、MVNO を既存一種事業者が兼業する場合の制度的な要件を記述していただきたいと思います。

． 二種の適用について（2. (1) 、 ）

特別二種となるのは、「公専公」接続による音声サービスの不特定ユーザへの提供と、国際間ネットワークを構築して国際サービスを提供する事業者ですが、MVNO で、単純に MNO から無線アクセスネットワークを借りて、国内の不特定多数ユーザに音声サービスを提供する場合、一般二種事業者となることを確認させていただきたいと思います。また、国際一種事業者が、MVNO を兼業し、国内の無線アクセスネットワーク設備を MNO から借りて国内、及び国際サービスを提供するばあいは、一般二種となるのでしょうか？

． 業務改善命令について（2. (2) 脚注）

総務大臣は、「MNO が卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対して不当な差別的取り扱いをおこないその他卸電気通信役務の提供の業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき」、また、「市場支配的な MNO は、その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取り扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な取り扱いをし、もしくは不利益を与え津ことが禁止されており、これに違反する行為が圧と認めるとき」には、業務改善などを命じ

ることができると思いますが、これら2つの場合は、具体的にどのような違いが存在するのかが明確ではありません。本来、一種事業者はサービスを提供するに当たって、不当に差別的な取り扱いをすることを禁じられています。従って、禁止行為の規定が無くても、市場支配的な MNO が禁止行為に該当する行為を行った場合、総務大臣は業務改善に関する命令を発出できると考えられます。

・ 端末の調達方法について(2.(4) 及び 3.)

端末の番号について、MVNO は MNO との間で契約を取り交わす必要があります。また、端末の無線局は MNO が監理しなければなりません。これらの内容は、MVNO がユーザに提供する端末は、MNO から調達しなければならないことを意味するのでしょうか。

以 上

意見書

平成14年5月10日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 101-0062

(ふりがな) とうきょうとちよだくかんだするがだいにちようめにばんち

住 所 東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地

(ふりがな) じえいふおんかぶしきかいしゃ

氏 名 ジェイフォン株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう だ り る い - く り - ん
代表取締役社長 ダリル・イー・グリーン

電話番号 03-6403-1004

FAX 番号 03-6403-2912

メールアドレス shigeo.nishino@j-phone.com

(担当：法務・渉外部 西野)

「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

<はじめに>

「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(案)につきまして、今回このような意見聴取の機会を設けて頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

本ガイドラインの確定・公表にあたり、さらにご考慮頂きたい事項があることから、下記のとおり意見を述べさせていただきます。

1. 電気通信番号(電話番号)管理について

電気通信番号については、総務大臣よりMNO毎に指定されるものと理解しておりますが、例えば、MVNOとMNO間の契約により、多数の電気通信番号をMNOからMVNOに付与した場合、当該番号について番号申請上の取扱いをどのように行うか整理が必要と考えます。

具体的には、MVNOに付与した番号については、(特に卸電気通信役務による役務提供の場合)実際にエンドユーザーが利用しているか否か(MVNOにて電気通信番号を実際に利用しているか否か)をMNO側で把握することは困難であり、MNOが新たな電気通信番号を取得する際にこれらの番号を使用済み番号として取扱うことは、番号申請におけるMNO間の公平性に支障を来す恐れがあります。

この点につきまして、ガイドラインにおいても何らかの記載をお願い致します。

2. 無線局免許関係について

MVNOの提供する端末に関する無線局免許の管理はMNOが行うこととなり、無線局免許に係る電波利用料の支払いについてもMNOが行うこととなります。この為、MVNOの提供するサービスにおいて実際に稼働する端末台数をMNOが把握する必要があると考えます。この点について、ガイドラインにおいても何らか記述を行って頂くことを希望致します。

3. ローミングに係る取扱いについて

MVNOがMNOから卸電気通信役務の提供を受けてユーザに対してサービス提供する場合の国内ローミングの取り扱いについては、MVNO-MNO間の当該卸電気通信役務の提供契約のみならず、当該MNOと他のMNO(ローミングに係るネットワークを提供するMNO)間におけるローミング契約においてもMVNOユーザへのローミングの提供について新たな取り決めが必要になるものと考えます。

MVNOによるローミングサービスの提供については、国内ローミング・国際ローミングの別を問わず、関係者間の契約が複雑多岐におよび、現時点で全ての問題点を明示することは困難であることから、今後のサービス提供状況を踏まえて、ガイドラインの関係箇所の記述を見直して頂きたいと考えます。

4. 卸電気通信役務の提供義務と協議不調時の対応の関係について

MNOからMVNOへの卸電気通信役務による役務提供については、ガイドラインP4.にあるとおりMNOに対し提供義務は課されていないものと理解しておりますが、同じくガイドラインP4.に「卸電気通信役務の提供に係る契約の締結にあたって、MVNOとMNOとの間で協議が整わなかった場合等には、総務大臣による協議命令・裁定又は電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の手続きを申請することができる。」とあります。

この の記述の意味するところは、MNO が MVNO に対して卸電気通信役務を提供することに応じた場合の取扱いであって、そもそも MNO が卸電気通信役務を提供するという意思がない場合については、 の記述に該当しないものと考えております。
この点につきまして、より明確な記述をお願いしたいと考えます。

5 . ガイドラインの定期的見直しの実施について

本ガイドラインをより効果的なものとして行く為にも、実際に運用を開始した以降に発生した問題などを踏まえ、ガイドラインの内容について定期的な見直しを実施して頂きたいと考えます。

6 . その他

今回このようなガイドラインが策定されることにより、現行法令の中での MVNO 事業への参入方法がより具体的に明示されることとなり、MVNO の市場参入が促進されることになるものと考えます。

しかし、ユーザから見た場合に MVNO・MNO といった違いは意味をなさないものであり、MVNO においてもサービスを恒常的・安定的に提供することが市場から望まれているものと理解しております。

この為、今後、MVNO の市場における参入状況等を注視した上で、場合によってはユーザ保護といった観点から、MVNO (特に多数のユーザを抱える大規模な MVNO) に対する退出規制の適用などについても検討を行う必要があるものと考えます。

「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」意見提出

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課様

「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に対して意見を提出致します。

「2.電気通信事業法に係る事項(2)MVNOとMNOとの間の契約関係」について、

A) 卸電気通信役務の提供
B) 契約約款等に基づく電気通信役務の提供
のふたつの形態があるとされていますが、

A) 卸電気通信役務の提供はさらに以下のふたつに分かれると記されています。

A-1) 当事者間の合意に基づく契約締結によるもの
A-2) 卸電気通信役務の提供に関する契約約款によるもの

上記BとA-2の違いがわかりづらいくらいあります。具体的には、

1) BとA-2はどのように異なるものなのか。
2) A-2についても34条の役務提供義務が適用されるのか。
(MNOの役務提供義務について、A-1にはなく、Bにはあるとされていますが、A-2について明記されていません。)
3) MVNOとなろうとする者には一般と特二があるが、両者により手続に違いがあるのでは無いでしょうか。(たとえば、A-1において、契約申入れにMNOが応じなかった場合、総務大臣による協議開始命令の対象となるのは特二であるMVNOのみなのか?)したがって、参入しようとする者が一般2種である場合と特二である場合に分けた記述があると法適用関係が明確になるのではないかと考えます。

「3.電波法に係る事項(1) 脚注5」

この場合には、端末メーカーなどの第3者が自社ブランドで市場に出すことも有り得ます。それも可能であると明記された方が疑問点は少ないと考えます。

以上

日本通信(株) 代表取締役社長 三田聖二

〒140-0001 東京都品川区北品川4-7-35
御殿山トラストビル20階

電話: 03-5475-7101
FAX: 03-5475-7112

「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に対して意見を述べさせていただきます。

- ・ MVNOは当然、端末をメーカーより直接あるいは、MNOからインセンティブなしの状態です。従いまして、通話料の卸料金について相当の割引率でないと事業の成立が困難になります。現在のARPUからMNOの設備償却費用、運用コストを含めて算出した場合、卸料金は極めて高額になると想定されます。NTTのアクセスチャージのような行政からの指導が必要と思います。
- ・ 電話番号はMNOのものを使用するとあります。一般顧客も電話番号でMNOを特定することが容易であり、MVNO独自のブランド展開をする場合に支障になることを懸念しています。現在でも同機能でもドコモ端末が高額で販売されており、その影響を受ける可能性があります。従いまして、MVNO独自の電話番号の設定が望ましいと思います。
- ・ 現在の再販の方法では、MNOの顧客システムに再販業者名義のみ登録され、再販携帯保有者が一般のショップでのサービスを受ける際に不具合がでます。従いまして、可能であれば二重登録が望ましいと思います。
- ・ 上記の件をすべてMVNOが、対策を講じるとなると莫大な投資が必要になります。そのようになるのであれば、何らかの金銭的支援策も検討する必要があると思います。そうすることによるベンチャー企業の活躍が期待されます。

(個人)

MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン

ガイドラインの目的

MVNOが事業展開を図る上で関連する電気通信事業法及び電波法の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図る。
(本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。)

本ガイドラインにおいては、便宜的な定義(working definition)として、MVNOを以下のように定義。
MNOの提供する電気通信役務(卸電気通信役務を含む。)としての移動通信サービスを利用して
移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、
当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設していない者

電気通信事業法関係

1 参入手続

特別第二種電気通信事業に該当(国際or音声公専公) 登録が必要
一般第二種電気通信事業に該当(以外) 届出のみ

2 MNOとMVNOの間の契約関係

卸電気通信役務の場合

- ・ MNOは卸契約の総務大臣への届出が必要
- ・ 協議不調の場合等には、総務大臣による協議開始命令・裁定、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の手続きが申請可能
- ・ MNOによる不当な差別的取扱い等は業務改善命令の対象

契約約款等に基づく電気通信役務の場合

- ・ MNOは電気通信役務の提供義務が課されている
- ・ MNOの業務の方法が適切でない場合等は業務改善命令の対象

3 他事業者との接続等

移動通信サービス以外の部分において、他事業者と接続等することにより電気通信役務を提供することも可能

4 電気通信番号(電話番号)管理

移動通信サービスに関する電話番号の事業法上の指定対象はMNO
MVNOとMNOの間において電話番号に関する契約を締結(任意の私契約)

5 MVNOと利用者との間の契約関係

特別第二種電気通信事業者の場合 料金・契約約款の届出が必要
一般第二種電気通信事業者の場合 特段の行政手続きは要しない

電波法関係

1 事業開始に必要な手続

MVNOは無線局免許を取得する必要なし
(MNOが免許人となっている無線局を使用)

2 MVNOとMNOの関係

MVNOが提供する端末についても、基地局・
端末の免許人であるMNOが電波を監理
MVNO端末による混信の除去を行う責務
はMNOに課せられる(MVNOはMNO
に対し、契約の範囲内で協力する必要)

共通事項(ローミング)

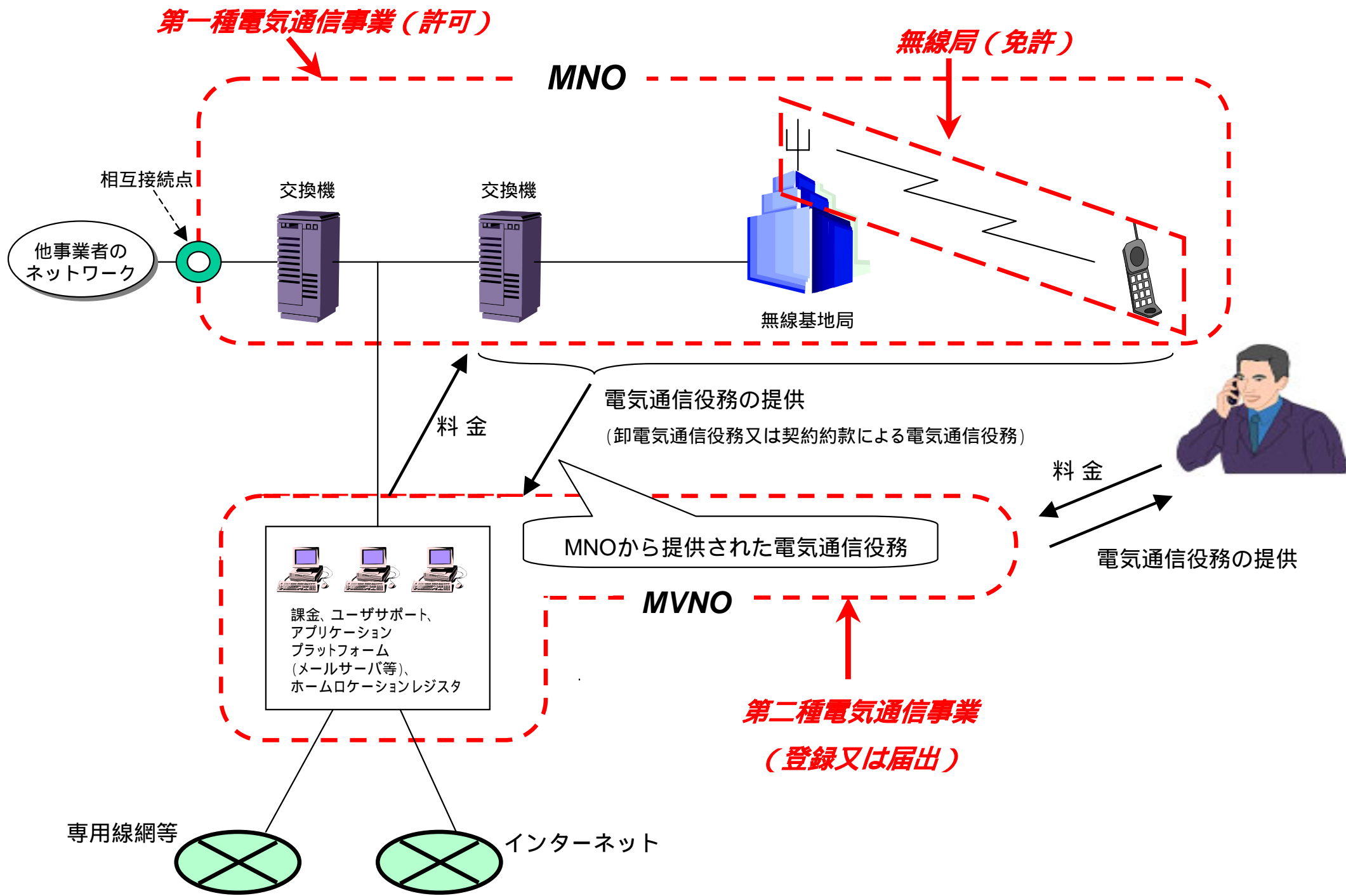
1 国内ローミング

必要に応じ、MVNOとMNO、他のMNO等との間でローミング契約を締結(任意の私契約)

2 国際ローミング

特別第二種電気通信事業者の場合、外国事業者等との間でローミング契約を締結等しようとする場合、総務大臣の認可が必要
外国事業者の端末に国内でサービス提供する場合、MNOが運用の許可を得ることが必要

本ガイドラインにおいて想定しているMVNOの例(イメージ図)



**MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の
適用関係に関するガイドライン**

総務省総合通信基盤局

平成16年4月

目 次

1 ガイドラインの目的等

(1) ガイドラインの目的

(2) ガイドラインの対象とする MVNO の事業範囲

2 電気通信事業法に係る事項

(1) MVNO の事業形態及び事業開始に必要な手続

(2) MVNO と MNO との間の契約関係

(3) 他事業者との接続等

(4) 電気通信番号(電話番号)管理

(5) MVNO と利用者との間の契約関係

(6) 提供条件の説明及び苦情等の処理

(7) その他

3 電波法に係る事項

(1) 事業開始の際に必要な手続

(2) MVNO と MNO の関係

4 ローミングに係る留意事項(電気通信事業法及び電波法関連)

(1) 国内ローミング

(2) 国際ローミング

5 見直し

1 ガイドラインの目的等

(1) ガイドラインの目的

電気通信事業分野においては、携帯電話をはじめとする移動通信市場が近年急速に発展し、従来に比べて多様かつ低廉なサービスが利用可能となってきている。本ガイドラインは、移動通信分野において更なる競争促進を図り、一層多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図るため、既存の移動通信事業者(MNO ; Mobile Network Operator)の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供する MVNO (Mobile Virtual Network Operator) の参入を促す観点から策定したものである。

具体的には、MVNO が事業展開を図る上で関連する電気通信事業法(以下「事業法」という。)及び電波法の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

(2) ガイドラインの対象とする MVNO の事業範囲

MVNO については、様々な創意工夫により、よりきめ細かく利用者ニーズに対応した多様なビジネスモデルが登場するものと期待される。このため、現時点において、MVNO として想定されるビジネスモデル(サービス提供形態)を網羅的に列挙することは困難である。

このため、本ガイドラインにおいては、便宜的な定義(working definition)として MVNO を以下のように定義する。すなわち、MVNO とは、

- a) MNO の提供する電気通信役務としての移動通信サービス(以下単に「移動通信サービス」という。)を利用して移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、
- b) 当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設していない者と定義する。ここで、MNO とは、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設し、その無線局免許(端末については包括免許を含み、免許不要局である場合を除く。以下同じ。)を受けている者である。

この場合、MVNO の営む当該移動通信サービスを提供する事業は、電気通信回線設備(事業法第9条)を設置することなく電気通信役務を提供する事業であることから、その開始に当たって事業法第16条第1項の届出が必要なものに該当する。

なお、MVNO たる事業者が、当該移動通信サービスの無線ネットワーク以外の部分に

において、自ら電気通信回線設備を設置すること(注1)又は電波法に基づく総務大臣の免許を受け、自ら無線局を開設することは可能である。

しかしながら、本ガイドラインにおいては、既存のMNOの無線ネットワークを活用し、かつ、当該無線ネットワーク以外の部分においても自ら電気通信回線設備を設置せずに、当該移動通信サービスを提供するMVNOの法の適用関係等について記述することとする。

注1 その設置する電気通信回線設備が電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第3条第1項各号のいずれにも該当するものである場合には、事業法第16条第1項の届出が必要な事業となり、それ以外の場合には事業法第9条の登録が必要な事業となる。

MVNOとして提供する移動通信サービスのための電気通信回線設備を設置していなくても、他のサービスのために電気通信回線設備を設置していれば、その電気通信回線設備に応じた手続が必要となる。

【本ガイドラインにおいて想定しているMVNOの例(イメージ図)】
最終ページのとおり。

2 電気通信事業法に係る事項

(1) MVNOの事業形態及び事業開始に必要な手続

MVNOが営む事業は事業法第16条第1項の届出が必要な事業に該当することから、当該事業を営もうとする場合、事業法及び施行規則に基づき、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならない(事業法第16条第1項、施行規則第9条第1項)。

(2) MVNOとMNOとの間の契約関係

MVNOは、MNOから電気通信役務を受け、当該電気通信役務を用いて自ら利用者に対して電気通信役務を提供することとなる。この場合において、MVNOは電気通信事業者であることから、MNOがMVNOに提供する電気通信役務は、事業法上は卸電気通信役務となる(事業法第29条第1項第11号)。

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはなら

ない(事業法第6条)。そのため、MNOはMVNOから他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、当該MNOが他の一般利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスの提供までを義務づけられるものではない。

MNOがMVNOに電気通信役務を提供する場合、MNOは、あらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づく契約により提供する形態と、MVNOとの間で合意した提供条件に基づく契約により提供する形態が想定されるが、いずれの場合であっても事業法上必要となる行政手続はない。

なお、卸電気通信役務の提供に係る契約の締結に当たって、MVNOとMNOとの間で協議が調わなかった場合等には、総務大臣による協議命令・裁定(注2)又は電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁(注3)の手続を申請することができる。

なお、MNOが卸電気通信役務の提供に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある(注4)。

注2 総務大臣による協議命令・裁定

電気通信事業者であるMVNOがMNOに対して卸電気通信役務に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず当該MNOがその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合には、総務大臣による協議の開始・再開の命令を申し立てることができる(事業法第39条において準用する第38条第1項)。また、卸電気通信役務に関し、料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該MVNOは、総務大臣の裁定を申請することができる(事業法第39条において準用する第35条第3項及び第4項)。

注3 電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

MVNOがMNOに対して卸電気通信役務に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず当該MNOがその協議に応じず、若しくは当該協議が調わないとき、又は卸電気通信役務に関し、料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、MVNOは、電気通信事業紛争処理委員会に対し、あっせんを申請することができる(事業法第156条第2項において準用する第154条)。また、卸電気通信役務に関し、料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、MVNO及びMNOは、双方の合意の上で、電気通信事業紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる(事業法第156条第2項において準用する第155条)。

なお、上記の手続の詳細については、電気通信事業紛争処理委員会「IT時代の公正な紛争解決に向けて - 円滑な電気通信事業展開のための制度と実務 - 」(<http://www.soumu.go.jp/hunso/index.htm>)に記載されている。

注4 総務大臣は、MNO が卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他卸電気通信役務の提供の業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該 MNO に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができることとされている（事業法第 29 条第 1 項第 11 号）。

また、市場支配的な MNO（事業法第 30 条第 1 項の規定による総務大臣の指定を受けたもの）は、その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることが禁止されており、総務大臣は、これに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更を命ずることができることとされている（事業法第 30 条第 3 項及び第 4 項）。

なお、これら総務大臣による是正措置の対象となる具体的な行為の例については、公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/manual.html）に記載されている。

(3) 他事業者との接続等

本ガイドラインにおいては、1.(2)a)・b)のとおり電気通信回線設備を設置することなく移動通信サービスを提供する事業者を MVNO と定義しているが、MVNO である事業者の事業展開には特段の制約はなく、MVNO として提供する移動通信サービス以外の部分において、MNO、固定通信事業者等の複数の事業者のネットワークやこれらの事業者から提供を受けた電気通信役務を組み合わせることで電気通信役務を提供することも可能である。

こうした場合、上記(2)のように卸電気通信役務により電気通信役務の提供を受けるほか、他事業者の電気通信回線設備と接続し、エンドエンドで当該事業者が料金の設定・徴収を行う場合などが想定される。

他事業者の電気通信回線設備の接続について、卸電気通信役務の場合と同様、総務大臣による協議命令・裁定又は電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の手続を申請することができる（注5）。

注5 詳細は、電気通信事業紛争処理委員会「IT時代の公正な紛争解決に向けて - 円滑な電気通信事業展開のための制度と実務 -」（<http://www.soumu.go.jp/hunso/index.htm>）を参照。

(4) 電気通信番号(電話番号)管理

現在、移動通信サービスに関する電話番号については、端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号として、総務大臣により電気通信回線設備を設置する電気通信事業者ごとに指定されることとされており（電気通信番号規則第9条及び別表第一）、自ら電気通信回線設備を設置しないMVNOに対し、直接電話番号が指定されることはない。

このため、MVNOがMNOの電気通信回線設備に接続される携帯端末等を利用者に提供して役務提供を行う場合であっても、事業法上の電話番号の指定対象はMNOである。

したがって、MVNOは、電気通信役務の提供元であるMNOに付与された電話番号の枠内でサービスを提供することになり、必要に応じて当該MNOとの間において電話番号に関する契約を締結することとなる。なお、当該番号のMNOからMVNOへの受け渡しの形態については、あくまでMVNOとMNOとの間の契約において定めるべきものであり、事業法上の規制は存在しない（注6）。

注6 MNOが電気通信番号の指定を申請する際には、MVNOの需要の見込みを自らの「電気通信番号を必要とする根拠となる需要の見込み」に含めて申請することが認められる。ただし、総務大臣は、電気通信番号の有限性に鑑み、必要とする電気通信番号の数がその根拠となる需要の見込みから合理的なものであるか審査した上で、電気通信番号の指定を行うものである。

(5) MVNOと利用者との間の契約関係（注7）

MVNOと利用者との間の契約について、事業法上特段の行政手続は要しない。

なお、総務大臣は、以下の場合、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、MVNOに対し、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項）。

- a)業務の方法に関し、通信の秘密の確保に支障があると認めるとき。
- b)特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき。
- c)重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき。
- d)電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。
- e)電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當なものであるため、利用者の利益を阻害しているとき。
- f)電気通信役務に関する提供条件において、電気通信事業者及びその利用者の責任に

関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。

g) 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合にその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき。

h) その他業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認める等のとき。

なお、これら総務大臣による是正措置の対象となる具体的な行為の例については、公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/manual.html)に記載されている。

注7 利用者との間においては、あくまでMVNOが契約当事者として電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負うものである(このため、MNOとMVNOとの間の民事契約事項として、MNOの瑕疵により利用者に損害が発生した場合における損害賠償の分担関係等を整理することが必要になると考えられる)。

(6) 提供条件の説明及び苦情等の処理

MVNO及びそれに係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者は、移動通信サービスのうち、一般消費者向けに携帯電話若しくはPHS又はこれらの端末若しくは無線LAN端末からのインターネットアクセス回線サービスの提供に関する契約の締結等をしようとするときは、その料金その他の提供条件の概要についてその者に説明しなければならない(事業法第26条)(注8)。

また、MVNOは、当該電気通信役務の利用者からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない(事業法第27条)(注8)。

なお、総務大臣は、上記第26条及び第27条の規定に違反したときは、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる(事業法第29条第2項)(注8)。

注8 詳細は、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/manual.html)を参照。

(7) その他

MVNOは事業開始の手続をした後は、必要に応じて又は定期的に次の行政手続が必要となる。

業務協定の認可の申請

MNO から卸電気通信役務の提供を受けて利用者に対して音声の移動通信サービスを提供し、更にその中で外国との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス（すなわち自ら国際間のネットワークを構築して提供する国際電話サービス）を提供する場合には、外国法人等との間で締結、変更若しくは廃止する協定又は契約について、総務大臣の認可が必要となる（事業法第40条）。

通信量等の報告

上記の業務協定の認可が必要となる MVNO 及び国際間のネットワークをインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供する MVNO は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない（電気通信事業報告規則第2条第3項）。

事業開始の届出内容の変更の届出等

電気通信事業者は、事業開始の届出内容の変更時にはその旨を総務大臣に届け出なければならない。具体的には、氏名又は名称及び住所並びに法人についてはその代表者の氏名の変更にあっては変更後遅滞なく、業務区域の変更にあっては事前に届け出を要する。また、事業開始の届出の際の添付書類のうち提供する電気通信役務の種類に変更があった場合には報告を要する（事業法第16条第2項及び第3項、施行規則第9条及び第10条）。

電気通信事業者の電気通信事業の全部の譲渡しがあったとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があったときは、所定の者が電気通信事業者としての地位を承継するが、その場合遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第17条、施行規則第11条）。

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第18条第1項）。なお、この場合には、休廃止の日までに適切な期間を確保して、その旨を利用者に対して周知させなければならない（事業法第18条第3項）（注9）。また、合併以外の理由により解散したときは清算人が届け出る必要がある（事業法第18条第2項）。

注9 詳細は、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」
（http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/manual.html）を参照。

3 電波法に係る事項

(1) 事業開始の際に必要な手続

MVNO は、事業開始に当たり MNO が免許人となっている無線局（基地局及び陸上移動

局(以下「端末」という。)を使用し、提供する移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しない(1.(2)(b))ことから、無線局免許を取得する必要はない(注10)。

なお、上記の趣旨にかんがみ、MNOが使用する周波数の中からMVNOが専ら使用することとなる周波数を確保して、自らの役務として通信サービスを提供することは想定されない(専ら自ら使用することとなる周波数を確保して、自らの役務として通信サービスを提供する場合には、MNOとして無線局免許を取得する必要がある。)

注10 この場合においても、例えば、MVNOが当該端末に自社ブランドを付して利用者に提供することは可能である。

(2) MVNOとMNOの関係

MNOは、基地局及び端末についての無線局免許を有している。基地局の免許人及び端末の免許人はいずれもMNOであるため、MVNOの利用者が用いる端末についても、その発射する電波はMNOによって運用されなければならない。これが不可能な無線局の利用は認められない。

したがって、もしMVNOの利用者が用いる端末が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はMNOに課せられる。この混信の除去について、MVNOはMNOに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力する必要がある(注11)。

注11 例えば、端末位置登録等の機能を持つ設備(HLR: Home Location Register)を、MVNOが独自に持つこともあり得るが、その場合でも、MVNOは、無線局の運用に必要な情報(例: HLRに格納されている端末の位置登録情報)を契約の範囲内でMNOの求めに応じて提供することが求められる。

また、MVNOは、MNOに対して実際に運用する端末台数についての情報も提供する必要がある。

4 ローミングに係る留意事項(電気通信事業法及び電波法関連)

(1) 国内ローミング

MNO間の国内ローミングについては、当事者間の契約により行われており、各MNOは、当該契約に基づいて利用者に対する提供条件を定めている。

MVNO がサービス提供を行っている携帯端末等について、電気通信役務の提供元である MNO の業務区域外の地域であって当該 MNO がローミング契約を締結している他の MNO の業務区域においても同等のサービスを受けることを可能とするためには、当該 MVNO、当該電気通信役務の提供元である MNO 及び当該他の MNO の間で、ローミングの取扱いについて整理することが必要になる場合があると考えられる。

(2) 国際ローミング

MVNO が外国事業者等との間でローミング契約を締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、特段の手續を要しない。

MVNO が外国事業者の端末に対して国内でサービスを提供する場合、当該 MVNO にサービスを提供する MNO は、国内で当該端末に係る無線局を運用するための許可を得ることが必要であり、当該許可の条件は以下のとおりである（電波法第 103 条の 5）。

- a) MNO の基地局と通信を行う端末であること。
- b) MNO の基地局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。
- c) 持ち込まれる端末の技術基準が国内の技術基準に合致していることが証明されていること。

逆に、国内の MVNO がその端末を国外において運用する場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

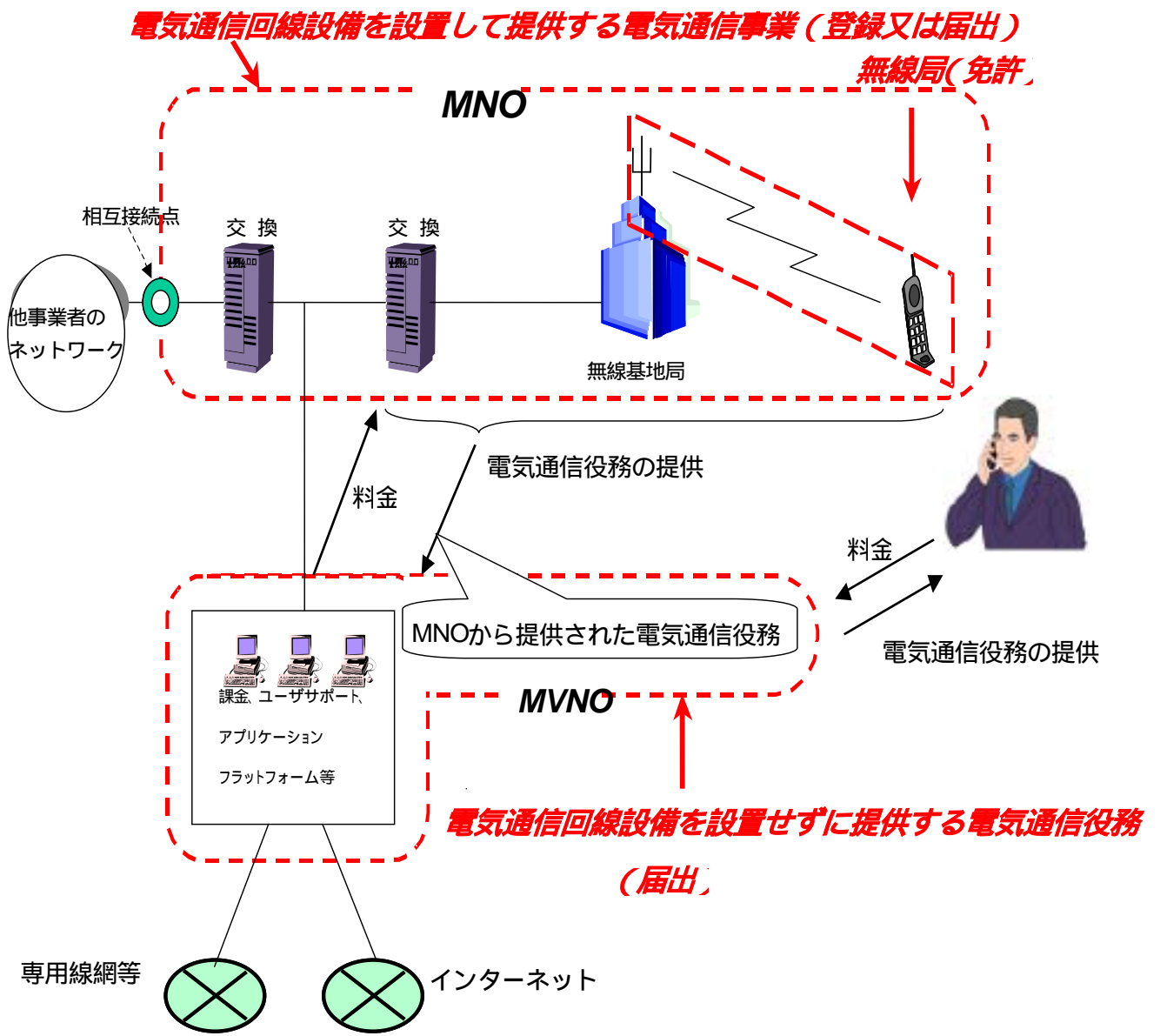
5 見直し

本ガイドラインは、現時点で想定される MVNO のビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえ、必要に応じて、その内容を見直していくこととする。

本ガイドラインに関する問い合わせ先

総務省総合通信基盤局

(電気通信事業法関係) 電気通信事業部事業政策課 TEL.03-5253-5835
データ通信課 TEL.03-5253-5853
(電波法関係) 電波部移動通信課 TEL.03-5253-5893



電気通信回線設備を設置して提供する電気通信事業 (登録又は届出)

無線局(免許)

MNO

相互接続点

交換

交換

無線基地局

他事業者のネットワーク

電気通信役務の提供

料金

料金

電気通信役務の提供

MNOから提供された電気通信役務

MVNO

電気通信回線設備を設置せずに提供する電気通信役務

(届出)

課金、ユーザサポート、

アプリケーション

プラットフォーム等

専用線網等

インターネット

MVNOガイドライン（案）に寄せられたご意見に対する考え方

ガイドライン本文関係

1 ガイドラインの目的等

頁	段落	寄せられたご意見	総務省の考え方
1	(2)	本ガイドラインは、MVNOとして想定されるビジネスモデル（サービス提供形態）を網羅的に列挙することは困難との理由から、限られた範囲についてのみ電気通信事業法及び電波法の適用関係について言及されており、極めて限定的な範囲の解釈となっています。第一種電気通信事業者が本ガイドラインに定義されていない提供形態にて当該移動通信サービスを提供する場合についても、そのサービスの提供を禁ずるものではないと理解してよろしいでしょうか。（NTT Com）	MVNO については多様なビジネスモデルの登場が期待されるものであり、これを網羅的に列挙することは困難である。そのため、本ガイドラインにおいては、第二種電気通信事業として移動通信サービスを提供する場合に着目して、法の適用関係を記述しているものである。 ただし、MVNO たる事業者が当該移動通信サービス以外の部分において第一種電気通信事業の許可を受けることは可能であり、当該移動通信サービス部分も含め、全体として第一種電気通信事業の許可を受けて事業展開を図ること 独立した2の電気通信事業を営むこととして、当該移動通信サービス以外の部分については第一種電気通信事業の許可を受け、当該移動通信サービス部分については第二種電気通信事業として登録又は届出により事業展開を図ること のいずれも可能である。 なお、ご意見を踏まえ、この旨を注記することとした。
1	(2)	第一種電気通信事業者が、MVNOたる事業者として事業展開を図ることも可能と理解してよろしいでしょうか。また、それが可能な場合、次の提供形態も想定されますが、それぞれ提供可能と理解してよろしいでしょうか。 ・ 第一種電気通信事業者がMVNOの提供する移動通信サービスを利用して移動通信サービスを提供する際、本来の第一種電気通信事業のサービスと組み合わせることで全体として第一種電気通信事業者として提供する形態 ・ 第一種電気通信事業者が兼業二種としてMVNOたる事業者を兼業する形態（NTT Com）	第一種電気通信事業者が、F W A無線局を自ら開設することなく、他のF W A事業者の提供する固定系の無線サービスを利用して、当該無線サービスと第一種電気通信事業の許可を受けている他の部分とを合わせて、全体として第一種電気通信事業の許可を受けることは可能。 なお、本ガイドラインの「便宜的な定義」においては、このような固定系の無線サービスの再販までも MVNO (Mobile Virtual Network Operator)としてはとらえていない。
1	(2)	ワイヤレスアクセスサービス全体の活性化のため、移動電気通信役務以外の無線システム、例えばF W Aのような固定電気通信役務のサービスについても、第一種電気通信事業者がMVNOたる事業者として提供できると理解してよろしいでしょうか。（NTT Com）	

1	(2)	<p>本ガイドラインの「便宜的な定義」では、MNOの定義として、第一種電気通信事業者のみを想定されていますが、無線局免許を取得している大部分の者は、電気通信事業者以外であり、電波を有効に活用するためにも、電気通信業務用だけでなく、例えば公共業務用（災害対策無線等）や一般業務用（タクシー無線等）等についても本来目的を妨げない範囲で活用する際には、MVNOに対して供与可能であると理解してよろしいでしょうか。（NTT Com）</p>	<p>ご意見で想定されている使用形態の場合、公共業務用や一般業務用の無線局免許人は、各々定められた目的により当該無線局を開設しており、電気通信業務用として当該無線局を使用することは目的外使用となる。従って、電気通信業務用として利用することを希望する MVNO に対して当該無線局を使用させることはできない。</p> <p>本ガイドラインでは、MNO は第一種電気通信事業者としており、今後の定義を見直す場合においても、ご意見にあるような災害対策無線やタクシー無線の免許人をMNO を捉えることは想定していない。</p>
2	(2)	<p>本ガイドラインにおいて、MVNOは当該部分において二種事業であり、他の事業部分においては自らが一種事業であったり、他の事業者との接続などに制限はないとされています。従い、例えば既存一種事業者がMVNO部分を新たに保有して自らがMVNO事業を行う場合、一種事業及び二種事業の兼業形態となります。しかしながら本ガイドラインには、この兼業事業者として必要な手続きにはどのようなものがあるのかが明記されていません。例えば、国際と国内事業の一種/二種兼業事業者には、会計分離やネットワークの分離といった要件などが現在必要であると思われませんが、MVNOを既存一種事業者が兼業する場合の制度的な要件を記述していただきたいと思えます。（C&W・IDC）</p>	<p>前述のとおり、MVNO たる事業者が当該移動通信サービス以外の部分において第一種電気通信事業を営む場合には、当該移動通信サービス部分も含め、全体として第一種電気通信事業の許可を受けて事業展開を図ること、独立した2の電気通信事業を営むこととして、当該移動通信サービス部分については第二種電気通信事業として登録又は届出し、他の部分については第一種電気通信事業として許可を受けること（一種二種兼業）のいずれも可能である。</p> <p>なお、一種二種兼業の場合には、利用者側における混乱の防止、ネットワークの安全・信頼性の確保、公正競争の確保のための会計整理について留意することが必要である旨、「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」に記載しており、本ガイドラインにおいても一層の明確化を図る観点からその旨を注記することとした。</p>
2	(2)	<p>本ガイドラインでは、「自ら電気通信回線設備を設置して第一種電気通信事業として事業展開を図ること」と「電波法に基づく総務大臣の免許を受け、自ら無線局を開設すること」が「又は」で結ばれていますが、第一種電気通信事業として事業展開を図ることに該当しない無線局の開設とは、どのようなものを想定されているのでしょうか。（NTT Com）</p>	<p>本ガイドラインは、MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係について明確化を図ることを企図したものであり、電気通信事業法に基づく第一種電気通信事業の許可と電波法に基づく無線局の免許は異なる法律に基づく異なる行政行為であるため、それぞれ記載しているものである。したがって、ご意見のようにその重複関係を問題とするものではない。</p> <p>（なお、ご意見のような例に該当するものとしては、第二種電気通信事業者が電気通信事業法第6条第4項に規定する端末系伝送路設備として無線局を開設する場合等が想定される。）</p>

2 電気通信事業法に係る事項

(1) MVNOの事業形態及び事業開始に必要な手続

頁	段落	寄せられた意見	総務省の考え方
		<p>特別二種となるのは、「公専公」接続による音声サービスの不特定ユーザへの提供と、国際間ネットワークを構築して国際サービスを提供する事業者ですが、MVNOで、単純にMNOから無線アクセスネットワークを借りて、国内の不特定多数ユーザに音声サービスを提供する場合、一般二種事業者となることを確認させていただきたいと思います。また、国際一種事業者が、MVNOを兼業し、国内の無線アクセスネットワーク設備をMNOから借りて国内、及び国際サービスを提供するばあいは、一般二種となるのでしょうか？(C&W・IDC)</p>	<p>単純にMNOの提供する移動通信サービスのみを利用することにより、MVNOとして移動通信サービスを提供する場合には、一般第二種電気通信事業に該当する。</p> <p>国際通信サービスを提供する第一種電気通信事業者がMVNOとして移動通信サービスを提供する場合には、</p> <p>当該移動通信サービス部分及び既存の国際通信サービス部分を全体として第一種電気通信事業の許可を受けること</p> <p>独立した2の電気通信事業を営むこととして、第一種電気通信事業である既存の国際通信サービスの提供を受けて、当該国際通信サービス部分と移動通信サービス部分を全体として特別第二種電気通信事業として登録すること</p> <p>独立した2の電気通信事業を営むこととして、第一種電気通信事業である既存の国際通信サービスとは切り離して、移動通信サービス部分のみを提供する一般第二種電気通信事業として届け出ること</p> <p>のいずれも可能である(、 の場合は一種二種兼業に該当)。</p>
		<p>MVNOとなろうとする者には一般二種と特別二種があるが、両者により手続に違いがあるのでは無いでしょうか。(例えば、卸電気通信役務の提供において、契約申入れにMNOが応じなかった場合、総務大臣による協議開始命令の対象となるのは特別二種であるMVNOのみなのか?)従って、参入しようとする者が一般二種である場合と特別二種である場合に分けた記述があると法適用関係が明確になるのではないかと考えます。(日本通信)</p>	<p>特別第二種電気通信事業及び一般第二種電気通信事業の要件・事業開始に必要な手続については、2.(1)及び にそれぞれ記載している。</p> <p>また、MVNOたる移動通信サービスを提供する場合に適用される規律等について、当該事業が特別第二種電気通信事業に該当するか一般第二種電気通信事業に該当するかによって異なる規律等が適用される場合には、その旨を記載している</p> <p>(例：2.(5)MVNOと利用者との間の契約関係)</p> <p>ご意見で例示されている卸電気通信役務の提供に係る協議命令については、第二種電気通信事業者のうち特別第二種電気通信事業者のみ申立てを行うことができること、また、細目裁定については特別第二種電気通信事業者または一般第二種電気通信事業者の区別なく申請を行うことができることを、2.(2)脚注2において既に記載している。</p>

	<p>MVNOとして参入する際のライセンスとして第二種免許を所有していることが条件となると存じますが、その際の特別・一般での資格の差異が当ガイドラインでははっきりと明示されていないように思われます。当然に、特別（総務大臣登録）・一般（総務大臣届出）と二種免許を取得する場合の方法が異なっておりますため、MVNOとして参入した場合の提供できるサービス（料金等）が異なると存じます。第一種通信事業者が提供しますMVNO向け卸電気通信役務の内容もこの特別・一般で異なるのでしょうか？今後ガイドラインを改定される際にはこの所の明示を盛り込んで頂けましたら幸甚に存じます。（ITX）</p>	<p>上欄に同じ</p> <p>MNO が提供する MVNO 向け卸電気通信役務の内容は、当該 MVNO が特別第二種電気通信事業者であるか一般第二種電気通信事業者であるかによって、法制上異なる内容が求められるものではない。</p>
--	--	--

(2) MVNO と MNO との間の契約関係

頁	段落	寄せられた意見	総務省の考え方
3		<p>卸電気通信役務の提供(A)、契約約款等に基づく電気通信役務の提供(B)の2つの形態があるとされていますが、卸電気通信役務の提供(A)は更に以下の2つに分かれると記されています。</p> <p>(A-1) 当事者間の合意に基く契約締結によるもの</p> <p>(A-2) 卸電気通信役務の提供に関する契約約款によるもの</p> <p>1) BとA-2はどのように異なるものなのか。</p> <p>2) A-2についても34条の役務提供義務が適用されるのか。</p> <p>(MNOの役務提供義務について、A-1にはなく、Bにはあるとされていますが、A-2について明記されていません。)</p> <p>(日本通信)</p>	<p>電気通信事業者間のB to B取引である卸電気通信役務の提供については、一般利用者に対する電気通信役務の提供と比べて緩やかな規律が適用されており、具体的には役務提供義務（法第34条）や契約約款の作成・遵守義務等が不要とされている。（したがって、A-2について役務提供義務は適用されない。）</p> <p>卸電気通信役務の提供する契約約款については、MNO 等が任意に作成することができるものであり、これを作成した場合には、個別の卸電気通信役務の契約に係る届出が不要となる。</p>
4		<p>MNOからMVNOへの卸電気通信役務による役務提供については、ガイドラインP4. にあるとおりMNOに対し提供義務は課されていないものと理解しておりますが、同じくガイドラインP4. に「卸電気通信役務の提供に係る契約の締結にあたって、MVNOとMNOとの間で協議が整わなかった場合等には、総務大臣による協議命令・裁定又は電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の手続きを申請することができる。」とあります。この記述の意味するところは、MNOがMVNOに対して卸電気通信役務を提供することに応じた場合の取扱いであって、そもそもMNOが卸電気通信役務を提供するという意思がない場合については、の記述に該当しないものと考えております。この点につきまして、より明確な記述をお願いしたいと考えます。（Jフォン）</p>	<p>MVNO は、MNO の卸電気通信役務提供の意思如何によらず、紛争解決手続のための申請・申立てを行うことができる。</p>

4	脚注3	<p>総務大臣は、「MNOが卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対して不当な差別的取り扱いをおこないその他卸電気通信役務の提供の業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき」、また、「市場支配的なMNOは、その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取り扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な取り扱いをし、もしくは不利益を与え津ことが禁止されており、これに違反する行為が圧と認めるとき」には、業務改善などを命じることができるとありますが、これら2つの場合は、具体的にどのような違いが存在するのかが明確ではありません。本来、一種事業者はサービスを提供するに当たって、不当に差別的な取り扱いをすることを禁じられています。従って、禁止行為の規定が無くても、市場支配的なMNOが禁止行為に該当する行為を行った場合、総務大臣は業務改善に関する命令を発出できると考えられます。(C&W・IDC)</p>	<p>法第36条第4項の業務改善命令は、卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行っていることにより「他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき」に発出することができるものであるのに対して、法第37条の2第4項の停止・変更命令は、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認めるときは直ちに発出することが可能である。</p> <p>なお、法第36条第4項の業務改善命令は、市場支配的なMNOのみならず、全ての一種事業者が対象となるものである。</p>
		<p>MVNOは当然、端末をメーカーより直接あるいは、MNOからインセンティブなしの状態で行入ることになります。従いまして、通話料の卸料金について相当の割引率でないと事業の成立が困難になります。現在のARPUからMNOの設備償却費用、運用コストを含めて算出した場合、卸料金は極めて高額になると想定されます。NTTのアクセスチャージのような行政からの指導が必要と思います。(個人)</p>	<p>本ガイドラインは、関連する電気通信事業法及び電波法の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、新たな規制の導入を企図するものではない。</p> <p>したがって、ご意見については本ガイドラインと直接関係がなく、あくまでも今後の施策の参考とさせていただきたい。</p>
		<p>現在の再販の方法では、MNOの顧客システムに再販業者名義のみ登録され、再販携帯保有者が一般のショップでのサービスを受ける際に不具合がでます。従いまして、可能であれば二重登録が望ましいと思います。(個人)</p>	<p>必要に応じ、当事者間の合意により卸電気通信役務の提供に係る契約において、そのような取扱いを定めることも可能である。</p>

(4) 電気通信番号(電話番号)管理

頁	段落	寄せられた意見	総務省の考え方
6		<p>端末の番号について、MVNOはMNOとの間で契約を取り交わす必要があります。また、端末の無線局はMNOが監理しなければなりません。これらの内容は、MVNOがユーザに提供する端末は、MNOから調達しなければならないことを意味するのでしょうか。(C&W・IDC)</p>	<p>意味しない。</p> <p>なお、MVNOが自己ブランドの端末を用いてサービスを提供している事例は既にある。</p>

6	<p>電気通信番号については、総務大臣よりMNO毎に指定されるものと理解しておりますが、例えば、MVNOとMNO間の契約により、多数の電気通信番号をMNOからMVNOに付与した場合、当該番号について番号申請上の取扱いをどのように行うか整理が必要と考えます。具体的には、MVNOに付与した番号については、(特に卸電気通信役務による役務提供の場合)実際にエンドユーザーが利用しているか否か(MVNOにて電気通信番号を実際に利用しているか否か)をMNO側で把握することは困難であり、MNOが新たな電気通信番号を取得する際にこれらの番号を使用済み番号として取扱うことは、番号申請におけるMNO間の公平性に支障を来す恐れがあります。この点につきまして、ガイドラインにおいても何らかの記載をお願い致します。(Jフォン)</p>	<p>MNOが番号割当ての申請をする際には、MVNOの需要も含めて必要な電話番号の申請を行うことが可能であり、ご指摘を踏まえ、この旨を注記として追加した。</p> <p>ただし、電話番号の割当については、電気通信番号が有限希少な資源であることから「電気通信番号が公平かつ効率的に使用されるようにすること」が基準のひとつとされており(電気通信事業法第48条の2第2項第4号)必要とする電気通信番号の数がその根拠となる需要の見込みから合理的なものであることが必要と考えている。</p> <p>また、電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者に対し、指定された番号の使用状況について報告を求められることができるとし、番号の使用状況について報告がないとき、虚偽の報告がされたとき又は番号付与基準に従って番号を使用しないときは、番号の指定を取り消すことができるようにする予定(現在、電気通信番号規則改正案についてパブリックコメント招請中。)であり、このような事後的な番号指定の取消制度を設けることにより、番号使用における事業者間の公平性の確保と効率的な使用の確保が図られるものと考えている。</p> <p>なお、「MVNOに付与した番号について電気通信番号を実際に利用しているか否かをMNO側で把握することは困難」との指摘については、例えばMNOとMVNO間の契約において必要に応じ番号使用状況の報告を得られるように措置しておくことにより、MNO側で把握することは可能と考える。</p>
6	<p>電話番号はMNOのものを使用するとあります。一般顧客も電話番号でMNOを特定することが容易であり、MVNO独自のブランド展開をする場合に支障になることを懸念しています。現在でも同機能でもドコモ端末が高額で販売されており、その影響を受ける可能性があります。従いまして、MVNO独自の電話番号の設定が望ましいと思います。(個人)</p>	<p>固定電話においてはエンドユーザーは東西NTT等の第一種電気通信事業者から付与された加入者電話番号を使用した二種事業者の割引サービスが利用できる。同様に、MNOがMVNOに受け渡した電話番号であっても、MVNO独自のブランド展開は可能と考えられる。</p>

3 電波法に係る事項

(1) 事業開始の際に必要な手続

頁	段落	寄せられた意見	総務省の考え方
7		<p>第一種電気通信事業者がMNOの提供する移動通信サービスを利用して移動通信サービスを提供する際、本来の第一種電気通信事業のサービスと組み合わせて全体として第一種電気通信事業者として提供する場合についても、当該MNOが免許人となっている無線局の使用に際し、改めて無線局免許を取得する必要はないと理解してよろしいでしょうか。また、第一種電気通信事業者が兼業二種としてMVNOたる事業者を兼業する場合も同様に、無線局免許を改めて取得する必要はないと理解してよろしいでしょうか。(NTT Com)</p>	<p>MNO のサービスを利用してサービスを提供するのであれば、無線局免許を取得する必要はない。そのサービスの提供に当たり、自ら無線局を開設し、運用を行う場合には無線局免許の取得が必要となる。</p>
7		<p>電波法上、MVNOたる事業者が独自機能を付加した端末を提供することが可能であると理解してよろしいでしょうか。また、MNOたる事業者がMVNOたる事業者としてもサービスを提供する場合、一の端末が両サービスの提供を受けることが電波法上可能であると理解してよろしいでしょうか。(NTT Com)</p>	<p>当該端末が MNO によって管理されている限り、その端末の提供は可能である。</p>
7		<p>MVNOが、電波法に定める技術基準に適合している限り独自の機能（例えばICカード機能や無線区間ではない部分におけるユーザ認証機能等）を追加した端末を提供することが可能であると理解してよろしいでしょうか。また、この際にMNO等が既に提供している同様の機能をMVNOたる事業者が必ずしも使用する必要性が無いと理解してよろしいでしょうか。(NTT Com)</p>	<p>当該端末が電波法に定める技術基準に合致しており、かつ MNO がその端末の管理を行う上で必要な機能を使用していることが求められる。</p>
7	脚注6	<p>この場合には、端末メーカーなどの第三者が自社ブランドで市場に出すことも有り得ます。それも可能であると明記された方が疑問点は少ないと考えます。(日本通信)</p>	<p>上述の観点を満たしていれば電波法上問題はない。</p>

(2) MVNO と MNO の関係

頁	段落	寄せられた意見	総務省の考え方
7		<p>MVNOの提供する端末に関する無線局免許の管理はMNOが行うこととなり、無線局免許に係る電波利用料の支払いについてもMNOが行うこととなります。この為、MVNOの提供するサービスにおいて実際に稼働する端末台数をMNOが把握する必要があると考えます。この点について、ガイドラインにおいても何らか記述を行って頂くことを希望致します。(Jフォン)</p>	<p>ご意見のとおり、MVNO がサービスを提供している端末については、MNO が免許人となる包括免許の対象であり、電波利用料もMNO から徴収される（MVNO は、直接電波利用料を国に納付する必要はない。）。このため、MNO は、MVNO が開設する端末の台数も把握する必要があるため、MVNO から必要な情報を入手する必要が生じる。 なお、ご指摘を踏まえ、この旨を注記として追加した。</p>

4 ローミングに係る留意事項（電気通信事業法及び電波法）

頁	段落	寄せられた意見	総務省の考え方
9	(2)	電気通信事業法施行規則第27条及び第39条によれば、電話等の役務及び電気通信役務に著しい影響を及ぼすと認められる事業以外は、総務大臣認可は要しないとなっています。ローミングの場合は、電話等の役務以外は総務大臣認可は要しないと思われ、例えばデータ伝送役務の場合等でも認可対象とならないと理解してよろしいでしょうか。(NTT Com)	ご意見のとおり、電話等の役務以外の場合、総務省令で定める重要な事項に該当しないことから、総務大臣の認可は要しない。
		MVNOがMNOから卸電気通信役務の提供を受けてユーザに対してサービス提供する場合の国内ローミングの取り扱いについては、MVNO-MNO間の当該卸電気通信役務の提供契約のみならず、当該MNOと他のMNO（ローミングに係るネットワークを提供するMNO）間におけるローミング契約においてもMVNOユーザへのローミングの提供について新たな取り決めが必要になるものと考えます。MVNOによるローミングサービスの提供については、国内ローミング・国際ローミングの別を問わず、関係者間の契約が複雑多岐におよび、現時点で全ての問題点を明示することは困難であることから、今後のサービス提供状況を踏まえて、ガイドラインの関係箇所の記述を見直して頂きたいと考えます。(Jフォン)	ご意見のとおり、今後のサービス提供状況やビジネスモデルの登場等を踏まえ、必要に応じて、ガイドラインの内容を見直していく考えである。

5 その他

頁	段落	寄せられた意見	総務省の考え方
10		本ガイドラインをより効果的なものとして行く為にも、実際に運用を開始した以降に発生した問題などを踏まえ、ガイドラインの内容について定期的な見直しを実施して頂きたいと考えます。(Jフォン)	本ガイドラインについては、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえ、必要に応じて、その内容を見直していく考えである。

その他

寄せられた意見	総務省の考え方
<p>一種・二種の事業区分に由来する次のような片面的規制が存続するため、第一種電気通信事業者は、MVNOとしてのサービス提供においても不利になるものと考えておりません。</p> <p>例) 料金・約款の届出等、画一的なサービス提供が求められている。 役務区分は、実質的に第一種電気通信事業者のみへの規制となっている。(業務区域等の事業変更許可等が必要、会計整理が必要等) 参入許可、役務提供義務、事業開始義務、退出規制が課されている。 従って、本ガイドラインの目的をより実現性あらしめるためにも、「事業区分」について早急な見直しを要望致します。 (NTT Com)</p>	<p>本ガイドラインと直接関係がないため、今後の施策の参考とさせていただきたい。 (なお、事業区分の在り方については、情報通信審議会において審議されているところであり、現在答申案についてパブリックコメントの招請がなされているところである。)</p>
<p>日本における移動体事業分野の規制制度は、昨年度の改正電気通信事業法施行によりドミナント概念の導入がなされてはいるものの、携帯電話が登場してから現在に至るまで、基本的には変更がなされていないと言わざるを得ません。また、急速な発展が実現した当該事業分野について、SMP(市場支配力)、グループドミナンス、技術中立性など、ドミナント規制の更なる充実の他、ナンバーポータビリティ、端末とネットワークのアンバンドル化(SIMロック、UIMロック)、CPS(優先接続導入)、料金設定権、着信課金問題などなど、解決されるべき多数の、しかも基本的な問題が顕在化してきていると言わざるを得ません。従って弊社といたしましては、当該事業分野における今後の更なる発展を促進させるため、これらの問題点の全てを包含した、抜本的な移動体通信政策の見直しに着手していただきたいと考えており、このガイドラインがその議論を導くきっかけとなるものべきものであると認識しております。(C&W・IDC)</p>	<p>本ガイドラインとは直接関係がないため、今後の施策の参考とさせていただきたい。</p>
<p>今回このようなガイドラインが策定されることにより、現行法令の中でのMVNO事業への参入方法がより具体的に明示されることとなり、MVNOの市場参入が促進されることになるものと考えます。しかし、ユーザから見た場合にMVNO・MNOといった違いは意味をなさないものであり、MVNOにおいてもサービスを恒常的・安定的に提供することが市場から望まれているものと理解しております。この為、今後、MVNOの市場における参入状況等を注視した上で、場合によってはユーザ保護といった観点から、MVNO(特に多数のユーザを抱える大規模なMVNO)に対する退出規制の適用などについても検討を行う必要があるものと考えます。(Jフォン)</p>	<p>本ガイドラインとは直接関係がないため、今後の施策の参考とさせていただきたい。 (なお、現在、事業区分の在り方について情報通信審議会にて審議されているところであり、この中で現行の事業区分を見直した場合の退出規制の在り方についても検討がなされている。また、この答申案について、現在、パブリックコメントの招請がなされているところである。)</p>
<p>MVNOが対策を講じるとなると莫大な投資が必要になります。そのようになるのであれば、何らかの金銭的支援策も検討する必要があると思います。そうすることによるベンチャー企業の活躍が期待されます。(個人)</p>	<p>本ガイドラインとは直接関係がないため、今後の施策の参考とさせていただきたい。</p>

(注1) 寄せられたご意見については、原文のまま掲載。(注2) 総務省の考え方において、「法」とは電気通信事業法をいう。